

(案)

第6次地域管理経営計画書
第6次国有林野施業実施計画書

(長崎北部森林計画区)

計画期間
自 令和 5年4月1日
至 令和10年3月31日

九州森林管理局

(案)

第 6 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

(長崎北部森林計画区)

計画期間
自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 10 年 3 月 31 日

九 州 森 林 管 理 局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

加えて、我が国では、多くの森林が利用可能な段階を迎える中で、民有林においては、森林の經營管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村が森林所有者から森林の經營管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を推進するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う森林經營管理制度が平成31年4月から導入された。あわせて、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、同年4月から一部が施行された。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献するための取組を進める。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の長崎北部森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

長崎北部森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行う。



目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
① 森林計画区の概況	1
② 国有林野の管理経営の現状及び評価	1
③ 持続可能な森林経営の実施方向	2
④ 政策課題への対応	3
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	3
① 機能類型ごとの管理経営の方向	3
② 地区ごとの管理経営の方向	5
(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	5
① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及	6
② 林業事業体の育成	6
③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進	6
④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援	6
⑤ その他	6
(4) 主要事業の実施に関する事項	6
① 伐採総量	7
② 更新総量	7
③ 保育総量	7
④ 林道の開設及び改良の総量	8
(5) その他必要な事項	8
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	8
(1) 巡視に関する事項	8
(2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	8
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	8
(4) その他必要な事項	8
3 林産物の供給に関する事項	9
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	9
(2) その他必要な事項	9
4 国有林野の活用に関する事項	9
(1) 国有林野の活用の推進方針	9
(2) 国有林野の活用の具体的手法	9
(3) その他必要な事項	9

5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	9
(1)	公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項	9
(2)	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	10
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	10
(1)	国民参加の森林に関する事項	10
(2)	分収林に関する事項	10
(3)	その他必要な事項	10
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	10
(1)	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	10
(2)	地域の振興に関する事項	10
(3)	その他必要な事項	11

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献することを基本方針とする。

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、長崎北部森林計画区を管轄区域とする国有林野 2,376ha(不要存置林野なし)であり、国見山地区、大村地区の2地区とこれらの間に介在する小団地で形成されている。

本計画区は、水源かん養保安林が全体の86%に達し、下流域の水瓶として重要な役割を担っている。また、海岸線は変化に富み、その景観の美しさは、西海国立公園や北松県立自然公園に指定されており、中でも、北松浦半島西海岸の九十九島は、全国でも屈指のリラクス式海岸として有名である。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、長崎森林管理署が管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は2,376haで、計画区全体の森林面積51,960haに対して5%を占めている。主な樹種としては針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹ではクヌギ、ナラ類、カシ類などとなっている。

また、林相別に見ると針葉樹林1,384ha、針広混交林65ha、広葉樹林791haとなっている。

蓄積は589千m³で計画区全体の蓄積12,650千m³に対して5%を占めている。

人工林面積は1,443haで人工林率は64%となっている。

森林の種類は、普通林が110haで5%、制限林が2,266haで95%となっている。なお、制限林のほぼ100%が保安林であり、そのうち水源かん養保安林が86%となっている。

○ 長崎北部森林計画区内の森林資源状況

(単位: ha、 m³)

区分	人工林	天然林	その他	合計
面 積	1,443	796	137	2,376
蓄 積	425,042	164,139	—	589,181

注: 合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

主要施策に係る前計画の計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積について、主伐は概ね計画量を達成した。

また、間伐については、地球温暖化防止対策に資する森林整備の推進を図るため積極的に計画したが、入札不調等により計画量を下回る結果となった。

造林面積については、更新対象となった箇所について実行したが、伐採が計画期間の後半に集中したため今計画期間中の造林実行が少なくなった。

林道の開設等については優先度を考慮し、台風等による被災箇所など計画以外の箇所を優先して実行したこと等から計画を下回った。

○ 主要施策に係る計画量と実行量

項目	計画	実行
伐採立木材積	95,500 m ³	53,251 m ³
主伐	25,745 m ³	18,807 m ³
間伐	69,755 m ³	34,444 m ³
造林面積	58 ha	24 ha
人工造林	58 ha	24 ha
天然更新	－ha	－ha
林道等の開設又は改良	開設：5.6 km 改良： 5箇所	開設：0.5 km 改良： 1箇所

注：計画の臨時伐採量は主伐に含めた。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代から将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

I 生物多様性の保全	地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、原生的な天然林や里山林、渓畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。
II 森林生態系の生産力の維持	森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。
III 森林生態系の健全性と活力の維持	外部環境から受けける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫及びニホンジカによる森林被害の状況の把握に努め、その結果を踏まえ、被害防除及びシカの捕獲を推進する。

IV 土壤及び水資源の保全と維持	降雨に伴う侵食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養 ^{かんよう} のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。
V 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	地球温暖化防止に貢献するため、温室効果ガスの吸収源と位置づけることのできる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と炭素の貯蔵庫としての機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。
VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮に取り組むとともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。
VII 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源涵養^{かんよう}等の公益的機能の維持増進、林業の成長産業化の実現に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

林業の成長産業化の実現に向けた取組としては、低コストで効率的な施業技術の普及、計画的な事業の発注や技術支援による林業事業体の育成、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定と取組の充実、市町村をはじめとする民有林関係者に対する技術的支援に取り組む。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・自然維持タイプ
- ・森林空間利用タイプ
- ・快適環境形成タイプ

・水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、重視すべき機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養 機能維持 増進森林	山地災害 防止機能/ 土壌保全 機能維持 増進森林	快適環境 形成機能 維持増進 森林	保健機能 維持増進 森林
山地災害防止 タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営にあたっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の森林の自然条件や社会的条件を踏まえて適切に行う。なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化やニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他の安全で快適な生活環境等の保全・形成に資する機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好であり、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝

資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行う。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行う。

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等地域住民の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行う。

オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源涵養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壤の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行う。なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮する。

② 地区ごとの管理経営の方向

ア 国見山地区（1101～1131、1134林班）

佐世保市の南東部に位置する国見山（776m）を最高峰として長崎、佐賀県境を南北に走る山地と平戸地域に点在する小団地からなる地区である。県境から西側の斜面と国見山山系を含む団地の一帯は、佐世保市と伊万里市等の上流域に位置しており、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」または「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

台地状となっている国見山山頂一帯は、自然景観に優れ、北松県立自然公園に指定されており、登山やハイキング等の入林者も多い。また、平戸地域の安満岳（530m）は世界文化遺産に登録され、点在する小団地は、魚つき等の保安林に指定され、国立公園の要所ともなっており、自然環境の保全・形成等の保健文化機能を重視すべき森林であることから「森林空間利用タイプ」または「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 大村地区（22～28林班）

佐賀県境の国見岳（816m）の西側斜面に位置した地域で、多くのため池がある。スギ、ヒノキ人工林を主体とした林分であり、水源涵養機能や山地災害防止機能を重視すべき森林であることから「水源涵養タイプ」または「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

（3）森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機

能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組む。

特に、民有林においては、森林経営管理制度が導入されたことから、国有林においてはこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。

また、これらを通じて、木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、歩留まりの向上等による林業及び木材産業の成長産業化の実現に貢献し、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努める。

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

産学官連携の下、林業の低コスト化に向けた技術開発の推進に努め、特に、特定母樹等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術の開発・実証と定着を図る。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図る。

② 林業事業体の育成

民有林行政と連携しつつ、林業事業体への計画的な事業の発注、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業体の育成に努める。あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。

さらに、流域で生産された木材の利用促進、木材の安定供給システム販売の推進及びニーズに応じた安定供給ができるよう木材需給情報の交換に努める。

③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

森林共同施業団地の設定により、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備、計画的な間伐の実施、民有林材との協調出荷等に努める。

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

現地研修会の実施や研修フィールドの提供、森林総合監理士（フォレスター）の育成等を通じて、民有林の人材育成支援に努める。また、県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組む。

⑤ その他

国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

（4）主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐に積極的かつ着実

に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、資源の循環利用を行いながら多様で健全な森林の整備・保全を推進する。

なお、森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図る。

更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組む。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう計画的に整備する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進する。

また、労働災害がなく、健康で明るく働くように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成を図る。

① 伐採総量

(単位 : m³、 ha)

区分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
本 計 画	39,898	51,491 (453)	5,506	96,895
前 計 画	21,045	69,755 (668)	4,700	95,500

注：（ ）は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位 : ha)

区分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	94	—	94
前 計 画	58	—	58

③ 保育総量

(単位 : ha)

区分	下刈	つる切	除伐	ぼう芽整理
本 計 画	252	6	66	—
前 計 画	200	68	36	—

④ 林道の開設及び改良の総量

区分	開 設		改 良	
	路線数	総延長 (m)	箇所数	総延長 (m)
数量	9	8,800	8	7,800

(5) その他必要な事項

該当なし。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区は、県立自然公園に含まれる国見山等がありレクリエーションを目的とした森林への入込利用者が多く、今後も入林者の増加が予想される。特に、春季は山菜採りのシーズンと乾燥期、季節風等が重なり、山火事発生の危険が増大する。このため、地元住民及び地元市町等と連携を密にして山火事防止のPR、啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化し、山火事等の未然防止に万全を期する。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町等関係機関、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携の強化を図り防止に努める。

② 境界の保全管理

境界標の巡査及び境界巡視を確実に行い、境界の保全管理に努める。

(2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫の被害は減少傾向にあるものの依然として発生しており、まん延を防止するため、地元の要望等に配慮しながら被害木の伐倒駆除に努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図るうえで重要であり、巡視活動等を通じた適切な保全・管理を推進する。

(4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源涵養の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努める。

ニホンジカなどの野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、被害状況の把握に努め、被害が発生した場合はその結果を踏まえて、防護柵の設置等の防除活動や、地元行政機関、狩猟者団体、森林組合、森林所有者等との協力による計画的な捕獲等を総合的かつ効果的に推進する。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組について、環境行政との綿密な連携を確保しつつ推進する。

尾根筋や渓流沿い等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材の計画的・安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資するため、需要先と事前に協定を締結し、その協定に基づき計画的に丸太を供給する安定供給システム販売に取り組む。

さらに、民有林・国有林が連携しつつ合理的な販売・流通体制の確立を目指し、国産材の需要・販路の拡大に努める。

(2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムによる木材生産やニーズに応じた安定供給に努める。

また、庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において木材利用の促進に取り組む。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮し、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進する。

本計画区内の中央部に位置する国見山地区は、南西部に26万都市の佐世保市を擁し、豊かな自然景観にも恵まれており、ハイキング、登山等森林を利用したレクリエーション・保健休養の場として多くの人々に森林が利用されている。また、西部に位置する平戸地域は、小団地に分散しているが大部分は西海国立公園に指定され、名勝山岳「安満岳」は、古くから山岳信仰等の場として地域住民に親しまれている。これらを考慮し、保健・文化的な利用のための整備に国有林野の活用を積極的に推進する。

南部に位置する東彼杵町は、林業経営に対する関心が高く、経済的基盤の安定を目的とした分収造林が多いことから、今後とも分収造林による国有林野の活用を推進する。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用に当たり、道路等の公用・公共用地等については貸付又は売払い等による。また、水源林造成等については分収林制度を積極的に活用する。

(3) その他必要な事項

該当なし。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であ

ること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、国有林野の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を民有林野と一体的に行い、民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用に努める。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、民有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国民の自主的な参加による森林の整備を行うに当たっては、ボランティア団体等の協力を得ながら適切に行う。

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという国民や企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進することとする。特に、都市部の企業等の「法人の森林」として、水源林の造成等を積極的に推進する。

(3) その他必要な事項

協定の締結により持続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努める。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進する。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能の発揮を行うよう努める。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、本計画区域内のフィールド提供を積極的に行う。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与することに努め、

特に次の点に留意する。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

(3) その他必要な事項

該当なし。

第6次国有林野施業実施計画書（案）

（長崎北部森林計画区）

計画期間

自 令和5年4月1日
至 令和10年3月31日

九州森林管理局

目 次

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2 施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの 伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
(1) 伐採造林計画簿	1
(2) 水源涵養 ^{かん} タイプにおける施業群別面積等	1
(3) 水源涵養 ^{かん} タイプの施業群別の上限伐採面積	2
(4) 伐採総量	2
(5) 更新総量	3
(6) 保育総量	3
3 林道の整備に関する事項	4
4 治山に関する事項	4
5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域	5
(1) 保護林の名称及び区域	5
(2) 緑の回廊の名称及び区域	5
6 樹木採取区の名称、所在地及び面積	5
7 レクリエーションの森の名称及び区域	5
8 公益的機能維持増進協定の名称及び区域	5
9 その他必要な事項	5
(1) 施業指標林、試験地等	5
(2) フィールドの提供	5
(3) 森林共同施業団地	6
(4) その他	6

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等

(単位 : ha)

施業群	面積	取扱いの内容	伐期齢等
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	203.21 伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ 50 ヒノキ55
	スギ長伐期	139.96 伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70
	ヒノキ長伐期	596.38 伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	80
	その他人工林	4.92 伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60
	保護樹帯	169.81 被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	220.82 伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	スギ 80 ヒノキ 85
	天然林長伐期	3.79 伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	198.93 伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35
	しいたけ原木	1.30 皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	20
施業群設定外	0.00		
合計	1,539.12		

(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位 : ha)

施業群	上限伐採面積	備考
通常伐期施業	18	スギ・ヒノキ普通伐期
		しいたけ原木
長伐期施業	52	スギ長伐期
		ヒノキ長伐期
複層林施業	27	スギ・ヒノキ複層林
天然林・その他施業	53	その他人工林
		保護樹帯
		天然林長伐期
		天然林広葉樹

(4) 伐採総量

(単位 : m³、ha)

区分	林地					林地以外	合計
	主伐	間伐	小計	臨伐採時量	計		
山地災害防止タイプ	1,679	13,973 (133)	15,652				
森林空間利用タイプ	—	6,862 (67)	6,862				
水源涵養タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	29,562	116	29,678			
	スギ長伐期	—	6,459	6,459			
	ヒノキ長伐期	—	23,446	23,446			
	スギ・ヒノキ複層林	8,657	635	9,292			
	計	38,219	30,656 (253)	68,875			
合計	39,898	51,491 (453)	91,389	5,611	97,000	—	97,000
年平均	7,980	10,298 (91)	18,278	1,122	19,400	—	19,400

注1 () は間伐面積である。

2 四捨五入の関係で計と内訳の合計が一致しないことがある。

(再掲) 市町村別内訳

(単位 : m³)

市町村名	林地					林地以外	合計
	主伐	間伐	小計	臨伐採時量	計		
佐世保市	27,932	34,544	62,476				
平戸市	—	6,981	6,981				
松浦市	—	3,859	3,859				
東彼杵町	11,966	4,345	16,311				
波佐見町	—	1,762	1,762				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

(5) 更新総量

(単位 : ha)

区分		山地災害防止タイプ	自然維持タイプ	森林空間利用タイプ	快適環境形成タイプ	水源涵養タイプ	合計
人工造林	単層林造成	—	—	—	—	69.50	69.50
	複層林造成	4.02	—	—	—	20.67	24.69
	計	4.02	—	—	—	90.17	94.19
天然更新	天然下種第1類	—	—	—	—	—	—
	天然下種第2類	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
合計		4.02	—	—	—	90.17	94.19

(6) 保育総量

(単位 : ha)

区分		山地災害防止タイプ	自然維持タイプ	森林空間利用タイプ	快適環境形成タイプ	水源涵養タイプ	合計
保育	下刈	2.40	—	—	—	249.23	251.63
	つる切	—	—	—	—	6.17	6.17
	除伐	—	—	0.01	—	66.44	66.45
	ぼう芽整理	—	—	—	—	—	—
	計	2.40	—	0.01	—	321.84	324.25

3 林道の整備に関する事項

基幹・その他別	開設・改良	路線名	箇所(林班)	延長(m)	備考
その他	開 設	国見岳1118林道	1117	800	
		遠目25林道	25	800	
		里美西ノ岳1106林道	1106	800	
		平川原1110林道	1110	1,400	
		遠目24林道	24	1,200	
		戸ノ久保23林道	23	1,500	
		九郎戸ノ倉1101林道	1101	900	
		左平22林道	22	900	
		大野坂山林道	1113	500	
基幹	改 良	戸ノ久保林道	23	1,000	舗装外
		八天岳林道	1102	1,500	舗装外
		百貫林道	25	1,000	舗装外
		本谷林道	24	1,000	舗装外
		烏帽子林道1114支線	1115	300	舗装外
		檜巻林道	1117	1,000	舗装外
		烏帽子林道西ノ岳側	1115	1,200	舗装外
		烏帽子林道1120支線	1120	800	舗装外
計	開設			8,800	9路線
	改良			7,800	8箇所

4 治山に関する事項

位 置 (林班)	区 分	工 種	計画量 (箇所数又は面積)
23, 24, 25, 1105, 1106, 1114, 1129, 1130	保全施設	渓間工	8箇所
24, 1115, 1116	保全施設	山腹工	3箇所
22, 23, 24, 25, 27, 28, 1101, 1103, 1104, 1105, 1106, 1107, 1110, 1111, 1112, 1113, 1114, 1117, 1118, 1119, 1120, 1121, 1122, 1123, 1124, 1127, 1129, 1130, 1131	保安林の整備	本数調整伐	114ha
計	保全施設	渓間工 山腹工	11箇所
	保安林の整備	本数調整伐	114ha

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

区分	名称	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等	備考
	該当なし				

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名称	延長 (km)	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等	備考
該当なし					
合計					

6 樹木採取区の名称、所在地及び面積

名称	所在地 (林小班)	面積 (ha)	備考
該当なし			
合計			

7 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名称	面積 (ha)	位置 (林小班)	選定理由	施業方法	既存施設 の概要	施設整備	備考
			該当なし					

8 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名称	区域 (林小班)	面積 (ha)	森の林種類	施業	林道の開設等	設定年及び有効期限	備考
該当なし	民						
	国						
合計	民						
	国						

9 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種類	名称	設定年度	面積 (ha)	位置 (林小班)	備考
次代検定林	九熊本第35号	S49	0.68	1113な	スギ
	九熊本第131号	H8	0.66	25\10	ヒノキ
展示林	品種別展示林	S43	2.06	23\1	スギ

(2) フィールドの提供

対象地 (林小班)	設定の目的	備考
該当なし		

(3) 森林共同施業団地

名 称	対 象 地 (林 小 班)		面 積 (ha)	協 定 の 概 要
該当なし	民 国			

(4) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位 置 (林 小 班)	面積 (ha)	施 業 方 法
1114と～つ、な～む 1115れ、そ、ね、な 1123わ 1124た、そ 1129い2、ほ～ち1、る～よ、れ～な、む、の、お 1130い～り、る～か2、れ	106.34	育成複層林へ導くための施業
1107は 1109わ 1114い～は、ね1 1115ぬ、つ、ら、む 1116に 1123い 1124れ 1129る1、た、う、く、や 1130ぬ、わ1、よ、た、そ～ね	139.65	天然生林へ導くための施業
1123イ	1.58	林地以外の土地
計	247.57	

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。